

堺市おでかけ応援利用者証再交付申請書

堺市長 殿

- 紛失・盗難                       汚損・破損                       IC不良  
 その他 ( )

上記理由のため、堺市おでかけ応援利用者証条例施行規則第6条第1項の規定により、おでかけ応援利用者証の再交付を申請します。

申請日	令和                      年                      月                      日																				
氏名	フリガナ																				
住所	〒                      -																				
	堺市                      区																				
生年月日	<input type="checkbox"/> 明治                      年                      月                      日 <input type="checkbox"/> 大正 <input type="checkbox"/> 昭和																				
電話番号	(                      )																				
管理番号	<table border="1"> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </table>																				

おでかけ応援利用者証  
(カード) の写し貼付欄

カード(表面)の写しをとり、  
しっかりとのり付けしてください。  
(汚損・破損、IC不良の場合)



※ カードの下部に書かれている番号(13桁)をご記入ください。但し、紛失・盗難等でわからない場合は空欄で結構です。

◎ 「紛失・盗難」により再発行を申請する場合は、氏名及び住所を証明する書類の写し(コピー)をとり、この用紙の裏面にしっかりとのり付けしてください。

- ◆ 本申請書の提出に伴い、元のカードは使えなくなります。提出後のキャンセルはできません。(本申請書の提出をもって、元のカードの利用停止に同意があったものとみなします。)
- ◆ 本申請書の提出後、堺市から申請書兼納付書を送付しますので、カード発行負担金1,000円を納付してください。納付後、約2~3か月で新しいカードを送付します。
- ◆ 納付確認後に仮カードを送付しますので、新しいカードが届くまでは仮カードをご利用ください。
- ◆ 仮カードは、新しいカードが届いた後は利用できません。(新しいカードを市役所から送付後、ご不在が続くなどの理由によりお受け取りいただけなかった場合も、仮カードは利用できなくなります)
- ◆ 仮カードの再発行はできませんのでご注意ください。
- ◆ 本申請の提出は堺市役所交通部交通政策担当にお持ちいただくか、郵送・FAX・メールでもできます。(提出先は裏面参照)

----- 以下、市役所記入欄 -----

[ 納付書準備    ○(納)氏名    ○(納)住所    ○(納)管理ID    ○送付物    /    ○点検 ]

納付書交付     納付確認     仮カード交付    /     ユーザーメモ

仮カード登録     登録確認

■ 証明書類の写し貼付欄

- ◆ 紛失・盗難による再交付申請の場合は、必ず本人確認書類の写しをこの面にしっかりとり付けしてください。
- ◆ 住所、氏名、生年月日及び証明書の有効期限（有効期限がある場合のみ）の記載がある面の写しが必要です。  
（本人確認書類の例）運転免許証、健康保険証など

■ 提出いただいた情報について

提出いただきました個人情報につきましては、堺市個人情報保護条例の規定に基づき、適切に管理いたします。

■ 再交付申請書の提出先

【所在地】 〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号  
【担当】 建築都市局 交通部 交通政策担当（堺市役所 高層館16階）  
【連絡先】 TEL：072-228-7756 / FAX：072-228-8468  
【メール】 kosei@city.sakai.lg.jp